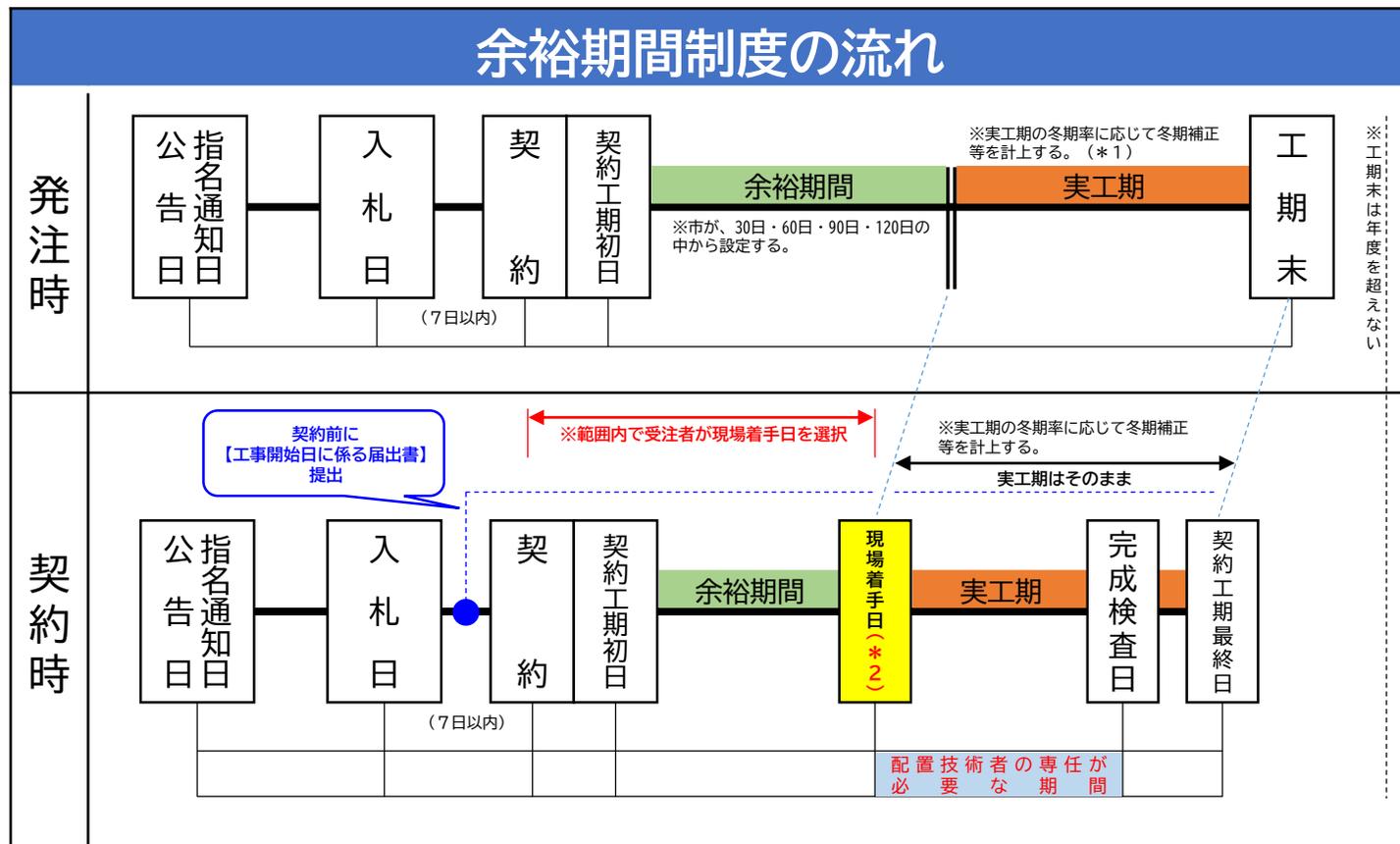


余裕期間制度の概要（むつ市）

【制度趣旨】

市が発注する土木工事において、技術者の配置を猶予し、労働者の確保や建設資材の調達ができる余裕期間を設定した契約方式を一部実施することで、受注者の円滑な工事施工体制の確保に努めます。

概要	
制度	余裕期間制度
対象工事	原則、設計上の工期が次年度末日を超えない全ての土木工事 【以下の工事を除く】 ・ 緊急を要する工事 ・ 供用開始等が定められている工事 ・ 大幅な変更が予想される工事 ・ 市が適当でないと認める工事
余裕期間	120日以内 (※原則、30日・60日・90日・120日を市が指定)
工期末	次年度末日を超えない



*1) 標準工事日数または積み上げによる実際の施工に必要な期間（準備及び後片付けの期間を含む）。

*2) 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手する日。